平成３０年（フ）第８６号
長野県松本市波田1512番地５
債務者　岩月　将晃
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
長野県須坂市墨坂南１丁目８番35号　千曲荘104
債務者　荻原　育夫
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
長野県小諸市丙521番地１　カーサ・ベルデ胡桃201号室
債務者　飯田　　舞
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１７７号
岐阜市雛屋中町63番地１　（コレクティブハウスすこやか　102号室)、前住所岐阜市加納栄町通５丁目７番地　（有料老人ホームあさひ加納201号室)
債務者　髙楯美代子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１８９号
岐阜市上土居１丁目12番６号　（レオパレスＭＩＹＡＭＡ　205号室)、前住所岐阜市安食字志良古26番地246
債務者　加藤　真未
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２０１号
岐阜市西川手５丁目51番地　（メゾンアルカンシェル203号室)、前住所岐阜市西川手３丁目80番地　（レオパレスピュア　206号室)
債務者　松永　爾希
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７４号
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ｄ棟508号
債務者　中司　京子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第８２号
静岡県富士市松岡1666番地の１
債務者　土佐谷　博
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２２９号
兵庫県加古川市野口町野口346番地の２　宮前団地６－202号
債務者　吉田　勝利
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２４６号
兵庫県姫路市西中島230番地
債務者　原　　玲子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３４７号
広島市南区宇品海岸２丁目３番７－501号
債務者　池田　博幸
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８７号
広島市中区東平塚町８番７－506号
債務者　東谷　信佑
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１３号
広島市中区江波二本松２丁目５番27－103号
債務者　森脇　正夫
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４１号
広島市中区大手町３丁目１番10－501号　大手町さくらビル
債務者　池本　優子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７３号
広島県東広島市河内町入野652番地21　104号
債務者　平野　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
広島県庄原市東城町川西46番地６
債務者　長田　　凌
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第１６９号
大分市大字羽田962番地の１の２（セレーネ310Ｂ103)
債務者　児玉　孝幸
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係